



ALPS

ECONOMY

>>> 家庭経済

ケーススタディで考える 年金と税金・社会保険料 の負担

年金の繰下げ受給と
「長生きリスク」への備え

公的年金の老齢年金（老齢基礎年金や老齢厚生年金）は65歳から終身で受給することができ、老後資金として不可欠です。しかし、それらの老齢年金を65歳からそのまま受給を開始するか、受給開始を遅らせる代わりに年金を増額させる繰下げ受給をするか、迷う人も多いことでしょう。

繰下げ受給をすると、1カ月につき0.7%増額され、最大75歳まで繰下げをすることが可能となっています。66歳0カ月（0.7%×12カ月＝8.4%増額）からであれば1カ月単位で繰下げが可能で、70歳から繰下げ受給をすると42%（0.7%×60カ月）、75歳から繰下げ受給をすると84%（0.7%×120カ月）増額される計算となります。繰下げ受給をすれば、長生きをしてもその増額された年金で生涯受給できることになるため、「長生きリスク」への備えになると言えます。

しかし、これら老齢年金は税法上「雑所得」として課税対象となります。繰下げ受給をすると、その分1年あたりの年金収入が増えることになり、その結果、税金（所得税・住民税）が増えることがあります。そして、年金を受給できるようになってからも国民健康保険料（75歳前）、介護保険料、後期高齢者医療保険料（75歳以降）といった社会保険料が発生する中で、所得額をもとに計算されるこれら社会保険料の額も、繰下げ受給によつて高くなる場合があります。そのため、70歳からの繰下げ受給であれば、増額分は手取り額で見て42%に満たないこともあるのです。

税金・社会保険料差し引き後の
年金についてのケーススタディ

繰下げ受給をしなかった場合と70歳から繰下げ受給をした場合で、税金・社会保険料はどれほど差があり、差し引いた後の手取り額はいくらになるでしょうか。



特定社会保険労務士／CFP® 認定者
五十嵐 義典

「いがらし・よしのり」これまで6000件を超える公的年金の相談業務に従事し、実務家向け年金研修の講師も務めてきている。年金関係の記事の執筆、新聞・雑誌等メディアの取材協力も多数。

夫婦の年金額をもとに、

《ケース1》65歳で受給を開始した場合

（繰下げ受給しなかった場合）

《ケース2》70歳から繰下げ受給をした場合
（42%増額）

の2つのケースで比較してみましょう。

▲事例の前提条件▼

《ケース1》《ケース2》の試算にあたっての条件は、次のとおりとします。

- 夫・Aさんと妻・Bさんの同年齢の夫婦2人世帯で、夫・Aさんが世帯主とします。
- Aさんは現役時代、会社員で、65歳からの年金については、老齢基礎年金が80万円、老齢厚生年金が160万円の合計240万円となります。
- Bさんは結婚前の会社員期間を除けば専業主婦で、65歳からの老齢基礎年金は80万円、老齢厚生年金は20万円の合計100万円となります。
- 《ケース2》では、AさんもBさんも老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方



【図表1】 公的年金等控除額

※（ ）内は64歳以下

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超
収入金額 A	330 (130) 万円以下	110 (60) 万円	100 (50) 万円	90 (40) 万円
	330 (130) 万円超 410万円以下	$A \times 25\% + 27.5$ 万円	$A \times 25\% + 17.5$ 万円	$A \times 25\% + 7.5$ 万円
	410万円超 770万円以下	$A \times 15\% + 68.5$ 万円	$A \times 15\% + 58.5$ 万円	$A \times 15\% + 48.5$ 万円
	770万円超 1000万円以下	$A \times 5\% + 145.5$ 万円	$A \times 5\% + 135.5$ 万円	$A \times 5\% + 125.5$ 万円
	1000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

- 70歳からの繰下げ受給（42%増額）とします。
- 65歳以降、収入は公的年金のみ、所得は公的年金の雑所得のみで算出し、65歳前の収入についても考慮しないものとします。
- 所得税と住民税の計算において、合計所得金額（雑所得のみ）から差し引く「所得控除」については基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除のみとします。
- 自治体によって額が異なる、住民税や75歳になるまでの国民健康保険料、介護保険料は神奈川県小田原市の場合、75歳以降の後期高齢者医療保険料は神奈川県で計算しています（2025年度の額）。
- 国民健康保険料は世帯主であるAさんが世帯分を負担、それ以外はAさんBさんそれぞれで計算された額を負担します。
- 住民税については、国税である森林環境税を含めた額となります。
- 定額減税や介護保険料の

- 減免措置は、考慮していません。
 - 各負担額は1万円単位で表示します。
 - 住民税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は1年間の所得でもって翌年度（※住民税については翌年6月～翌々年5月）の額が決まることとなりますが、その決まった翌年度の額で表示することとします。
 - その他、試算のために簡略化して表記している箇所があります。
- 《ケース1》繰下げ受給をせずに65歳から受給した場合
- 繰下げ受給をせず、65歳から受給した場合のキャッシュフローについては、次頁の【図表2】のとおりとなります。65歳以降の年齢によって、税金や社会保険料の額が変わることもあり、65歳以上70歳未満、70歳以上75歳未満、75歳以上の3に分けることとします。
- （65歳以上70歳未満）
- 夫婦ともに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給した場合、年金収入は雑所得として所得税や住民税の課税対象になります。ただし、受給する額がそのまま課税されるわけではありません。公的年金を受給する場合は「公的年金等控除」の対象になりますので、控除額を差し引いた額が雑所得となります【図表1】。
- Aさんの65歳開始での年金収入が240万円の場合、330万円以下である

ことから公的年金等控除の額が110万円になるため、Aさんの雑所得は240万円から110万円を差し引いた130万円となります。そして、この130万円の雑所得に税率を掛けて所得税を算出するかという、そうではありません。ここからさらに所得控除（基礎控除・配偶者控除・社会保険料控除）があり、この所得控除によって課税対象となる所得金額（課税所得金額）が少なくなることになります。

そのうち全ての人が対象となる基礎控除については、税制改正によって合計の所得金額が132万円以下の場合は2025年度以降の所得税の基礎控除は95万円になります。Aさんは雑所得のみで合計所得金額130万円ですので、95万円の基礎控除を受けられます。住民税の基礎控除については、税制改正はなく、従来どおり43万円のままで、配偶者であるBさんの年金額が100万円であることから、公的年金等控除を差し引くとBさんの雑所得は0円で、合計所得金額が58万円以下になりますので、Aさんは配偶者控除として所得税については38万円、住民税については33万円の控除を受けられることとなります。

年金が240万円であるAさんの社会保険料については国民健康保険料が17万円、介護保険料が9万円で合計26万円の負担になります。これらの社会保険料は税金の計算上、社会保険料控除の対象となります。

以上の所得控除で控除して計算した結果、

単位 (万円)

72	73	74	75 ~
240	240	240	240
240	240	240	240
17	17	17	0
9	9	9	9
0	0	0	12
0	0	0	0
2	2	2	3
28	28	28	24
212	212	212	216

72	73	74	75
100	100	100	100
100	100	100	100
0	0	0	0
7	7	7	7
0	0	0	4
0	0	0	0
0	0	0	0
7	7	7	11
93	93	93	89

単位 (万円)

72	73	74	75 ~
341	341	341	341
341	341	341	341
28	28	28	0
11	11	11	11
0	0	0	23
4	4	4	4
11	11	11	11
54	54	54	49
287	287	287	292

72	73	74	75
142	142	142	142
142	142	142	142
0	0	0	0
7	7	7	7
0	0	0	5
0	0	0	0
0	0	0	0
7	7	7	12
135	135	135	130

75歳以上はいずれも同額

Aさんの所得税については、課税所得金額が0円になることから、非課税となります。一方、住民税については3万円課税されることになります。Aさんの税金や社会保険料の負担の合計は29万円となり、29万円を差し引いた後の年金は211万円になります。

一方、Bさんについては年金額が100万円となっています。国民健康保険の被保険者にはなるものの、世帯主でないためその保険料の負担は発生しません。介護保険料については7万円発生します。よって、公的年金等控除110万円のみで課税所得金額は0円となり、所得税は課税されません。また、住民税についても非課税となります。介護保険料を差し引いた後の年金は93万円となります。

〔70歳以上 75歳未満〕

70歳以上75歳未満となっても、税金・社会保険料は引き続き年金額を基に計算されますが、Bさんが70歳以上になるため、Aさんが受けられる配偶者控除の額が上がることになります（所得税の場合の控除額は38万円から48万円へ、住民税の場合の控除額は33万円から38万円へ）。Aさんの場合は65歳以上70歳未満の所得税は非課税でしたので、所得税は70歳以降も非課税で変化はありませんが、住民税はその配偶者控除の額が上がることによって、3万円から2万円まで軽減されることになります。税金・社会保険料の負担は合計28万円、その28万円を差し引いた後の年金は212万円になります。

〔75歳以上〕

Bさんについては70歳前と同じで、所得税、住民税は非課税で、介護保険料だけ引き続き同じ額の負担があります。介護保険料を差し引いた後の額は、引き続き93万円となります。

AさんもBさんも75歳になると国民健康保険制度の被保険者でなくなり、原則75歳以上の人を対象とした「後期高齢者医療保険制度」の被保険者になります。そして、国民健康保険料ではなく、後期高齢者医療保険料を負担することになり、国民健康保険料は世帯主が負担するのに対し、後期高齢者医療保険料は被保険者個々人でそれぞれの額を負担します。つまり、AさんもBさんも当該保険料をそれぞれ負担します。

Aさん自身の後期高齢者医療保険料の額は12万円となります。介護保険料は引き続き9万円、所得税は非課税、住民税は3万円となります。240万円の年金額からこれらの合計24万円の負担を差し引くと216万円になります。Aさんのように、おおむね75歳以降は年金の約1割の負担があると言えるでしょう。

一方、Bさんは介護保険料が7万円、75歳から新たに自身で負担するようになる後期高齢者医療保険料は4万円になります。税金については引き続き所得税も住民税も非課税として計算されます。差し引き後の年金は89万円。Aさんと同様、やはり1割程度の負担が発生することになります。



【図表2】《ケース1》繰下げ受給をせずに65歳から受給した場合

夫・Aさん（世帯主）

年齢			65	66	67	68	69	70	71
収入		公的年金	240	240	240	240	240	240	240
収入合計			240	240	240	240	240	240	240
支出	社会保険料	国民健康保険料	17	17	17	17	17	17	17
		介護保険料	9	9	9	9	9	9	9
		後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0	0	0
	税金	所得税	0	0	0	0	0	0	0
		住民税	3	3	3	3	3	2	2
支出合計			29	29	29	29	29	28	28
収入－支出			211	211	211	211	211	212	212

妻・Bさん（配偶者）

年齢			65	66	67	68	69	70	71
収入		公的年金	100	100	100	100	100	100	100
収入合計			100	100	100	100	100	100	100
支出	社会保険料	国民健康保険料	0	0	0	0	0	0	0
		介護保険料	7	7	7	7	7	7	7
		後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0	0	0
	税金	所得税	0	0	0	0	0	0	0
		住民税	0	0	0	0	0	0	0
支出合計			7	7	7	7	7	7	7
収入－支出			93	93	93	93	93	93	93

【図表3】《ケース2》夫婦で年金を70歳から繰下げ受給した場合

夫・Aさん（世帯主）

年齢			65	66	67	68	69	70	71
収入		公的年金	0	0	0	0	0	341	341
収入合計			0	0	0	0	0	341	341
支出	社会保険料	国民健康保険料	3	3	3	3	3	28	28
		介護保険料	2	2	2	2	2	11	11
		後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0	0	0
	税金	所得税	0	0	0	0	0	4	4
		住民税	0	0	0	0	0	11	11
支出合計			5	5	5	5	5	54	54
収入－支出			-5	-5	-5	-5	-5	287	287

妻・Bさん（配偶者）

年齢			65	66	67	68	69	70	71
収入		公的年金	0	0	0	0	0	142	142
収入合計			0	0	0	0	0	142	142
支出	社会保険料	国民健康保険料	0	0	0	0	0	0	0
		介護保険料	2	2	2	2	2	7	7
		後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0	0	0
	税金	所得税	0	0	0	0	0	0	0
		住民税	0	0	0	0	0	0	0
支出合計			2	2	2	2	2	7	7
収入－支出			-2	-2	-2	-2	-2	135	135

《ケース2》夫婦で年金を70歳から繰下げ受給した場合

では、AさんもBさんも年金を65歳から受給せず、70歳から繰下げ受給するとどのようなことになるでしょうか【図表3】。

65歳から70歳になるまでの5年間は年金収入が0円になり、70歳から繰下げ受給を開始すると、AさんもBさんも70歳から42%増額された年金を受給することになります。70歳からのAさんの年金は341万円、Bさんの年金は142万円になります。

ただし、前述のとおり、年金収入が増えることから雑所得が増え、その結果、所得税、住民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料も増額されることがあります。70歳から繰下げ受給した場合、42%増額されると言っても、手取りで見た場合は42%より少ない増額になることもあります。このように、《ケース2》についても年齢によって税金や社会保険料の額が変わることがあります。

〔65歳以上 70歳未満〕

70歳から繰下げ受給をするため、65歳以上70歳未満の5年間は、AさんもBさんも年金収入はありません。所得はないため、2人の所得税と住民税は0円となります。

しかし、国民健康保険料については発生し、世帯主のAさんは年間3万円負担することになります。介護保険料についても、Aさん、Bさんそれぞれ年2万円負担する

ことになります。

公的年金以外に他に収入がない場合は貯蓄でもって生活するほかなく、その中から国民健康保険料や介護保険料を捻出しなければなりません。

〔70歳以上 75歳未満〕

70歳から繰下げ受給を開始すると、Aさんの年金は341万円。年金収入が330万円を超え410万円以下であるため、公的年金等控除額は「年金額×25%＋27万5000円」で計算されることになります。その結果、公的年金等控除は約113万円になり、雑所得は約228万円になります。合計所得金額が132万円を超え336万円以下となっていることにより、所得税の計算にあたって雑所得から差し引く基礎控除は58万円となります〔注〕。2025年度・2026年度の時限措置の控除額は考慮せず2027年度以降の58万円で計算。

介護保険料は11万円、国民健康保険料は28万円となります。Bさんが70歳から繰下げ受給する年金は142万円ですが、雑所得は32万円。雑所得のみの合計所得金額が58万円以下であることからAさんは配偶者控除を受けることができ、70歳以上であることから所得税について48万円、住民税38万円の控除となります。

Aさんの70歳までの社会保険料は、国民健康保険料は28万円、介護保険料11万円の負担になり、税金については各種控除の結

果、所得税は4万円、住民税は11万円の負担になります。合計54万円の負担で、結果、手取り額としては287万円になります。《ケース1》の場合は70歳以上75歳未満での税金と社会保険料28万円の差し引き後の年金が212万円でしたが、繰下げ受給で年金収入が増えたことにより税金や社会保険料の額も大幅に増えることになり、手取り額で見ても42%の増額になっていないことになりました。

一方、Bさんについては70歳以降の雑所得は32万円となり、介護保険料については7万円となります。税金については、所得額から基礎控除（所得税の場合95万円、住民税の場合43万円）を差し引いて計算すると、所得税も住民税も非課税となります。その結果、142万円から介護保険料7万円を引いた135万円が受給できる額です。

〔75歳以上〕

《ケース1》の場合と同様、75歳以上になると国民健康保険料ではなく、後期高齢者医療保険料になり、世帯単位ではなく、個人単位で負担することになります。所得税、住民税、介護保険料は75歳前と同じく対象となります。

Aさんの後期高齢者医療保険料を計算すると23万円、介護保険料は11万円となる計算です。税金については、所得税が4万円、住民税が11万円となります。年金341万円からこれらの合計49万円を差し引くと292万円となります。税金や社会保険料で

15%程度の負担がかかる計算となります。

一方、Bさんについては、後期高齢者医療保険料は5万円、介護保険料は7万円、所得税と住民税は非課税となっています。年金142万円から後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計12万円を差し引くと、130万円になる見込みです。

収入の内訳が変わると負担も変わる

以上、公的年金を65歳で受給開始した場合と70歳から繰下げ受給をした場合、それぞれの税金・社会保険料の負担について試算しました。年金の手取り額で見た場合、65歳開始の元の年金額も高いAさんの場合は、繰下げ受給によってその負担額も大幅に増えることになりました。一方、Aさんより年金額の少ないBさんについては、負担額がそこまで増えないことがわかりました。

今回は公的年金のみの収入で計算しましたが、65歳以降に給与収入や企業年金の収入が見込まれるケースもあることでしょう。そうすると、税金や社会保険料が増えることもあります。一方で、基礎控除や社会保険料控除、配偶者控除以外の所得控除を受けられると、税額も低くなることもあります。例えば、医療費控除や雑損控除などがあります。制度改正も行われる中、受けられる控除について確認して負担を軽減できるようにするとよいでしょう。